パブリックコメントの実施結果

意見番号	内容	御意見の概要	件数	対応方針
1	公園計画変更書 指定理由の変更内容	・P4において追記する平成新山に関する記述について、平成大噴火が引き起こした人的・物的被害に何ら言及するところがないのは、行政機関の姿勢としていささかナイーブに過ぎないか。例えば、次のような記載とすることは考えられないか。 「平成2年には、雲仙岳の手法である普賢岳から198年ぶりに噴火があった。噴火活動は平成7年まで継続し、極めて悲惨な火山災害を生じたところ、当該地区においては、溶岩ドームや火砕流跡地といった原生的な火山景観が平成新山として新たに形成された。」	1	御意見を踏まえ以下のように修正します。 修正前 平成2年には、雲仙岳の主峰、普賢岳から198年ぶりに噴火し、溶岩ドームや火砕流跡地といった原生的な火山景観が平成新山として新たに形成された。 修正後 平成2年には、雲仙岳の主峰、普賢岳が198年ぶりに噴火した。この噴火は、大きな火山災害を伴い平成7年まで継続し、溶岩ドームや火砕流跡地といった火山景観である平成新山を形成した。
2	公園計画変更書	・P72自然体験活動計画について、「ストーリー（物語）」という語が多様され「事業者や地域関係者が利用者に対して共通のストーリー（物語）を伝え」ることとされているが、当該地域における「人文文化の特質」の一つであるキリスト教に由来する歴史遺産は、当該地域におけるキリスト教の迫害・弾圧の歴史を示すものであり、決して一つの「ストーリー（物語）」に単純化できるものではないと思われる。	1	御指摘の箇所における「ストーリー（物語）」とは、自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるものとして記載をしております。雲仙地域のストーリー（物語）は、P54、P55「2基本方針の変更内容　表4：基本方針変更表の変更後」において記載しています。 このストーリーを軸に、自然体験活動の中で様々な情報を提供していくことを目指していきます。